

厚生・文教常任委員会協議会

- 1 日 時 平成29年7月4日（火）
午後4時～午後4時45分
- 2 場 所 正副議長応接室
- 3 出席議員 （委員長）鬼頭博和、（副委員長）鈴木麻住
（委員）須藤智子、梅村 均、木村冬樹、堀 巖、宮川 隆
- 4 説明員 健康福祉部長 山北由美子、健康課長 長瀬信子
- 5 事務局出席者 議会事務局長 尾関友康、同統括主査 寺澤顕
- 6 委員長あいさつ
- 7 報告事項

（1）健康（幸）都市いわくらについて

健康福祉部長：政策提言である「健康（幸）都市いわくら」を宣言することについて協議したい。留意事項として3点いただいているが、執行機関で協議した。宣言案文の作成に当たっては、市民の公募を含めた多様な方法を検討することを求められているので、執行機関が発議するのが妥当と判断したが議会の意見を伺いたい。執行機関での発議となれば検討委員会の準備をしたい。

堀委員：なぜ執行機関の発議が良いのか。理由はあるか。

健康福祉部長：検討委員会の準備における市民公募、関係団体へ要請などの事務手続があるため妥当と判断した。

堀委員：市民、議会及び執行機関が対等な立場で協働して進めていかなければならない。

木村委員：執行機関側とすれば、進めていきやすいのではないか。

宮川委員：執行機関側が事務局機能を請け負うということを言われている。議会は関わり方である。

鬼頭委員長：主体は執行機関側で、議会はその関わり方を決めていきたい。

健康福祉部長：議決案件となり得る場合に誰が発議するのか、過去の宣言においても多くは執行機関の発議であった。

梅村委員：まず何をすべきと考えているか。

健康福祉部長：宣言文の作成からと考えている。

鈴木副委員長：昨年の厚生・文教常任委員会の委員が視察等を経て、1年かけて政策提言に至ったわけであるが、その思いもあるのではないか。

堀委員：執行機関は議決事項としたいか。

健康福祉部長：必ずしも議決事項でなくても宣言は可能である。しかし、平成25年の環境宣言は議決事項であったので、整合性が取れないのではと判断している。

木村委員：議決事項にすべきと考える。議会も責任を持つべきであるが、その関わり方が難しい。

堀委員：執行機関が議決事項とするならば発議主体は執行機関である。

須藤委員：他の議員の意見も聞くべきではないか。

木村委員：議会の関わり方について、全員協議会で協議してはどうか。

各委員：同様に考える。

鬼頭委員長：宣言の発議主体、議決の有無、議会の関わり方等について全員協議会で協議するよう議長へ申し入れるということかどうか。

梅村委員：「健康（幸）」としたが、上部組織への加盟はどうなっていくのか。

堀委員：「健康（幸）」とするならば、単に文字を用いるのではなく、幸福度や目標値も関わってくるのではないか。それらを想定して「健康（幸）」で進めなくてはならない。

健康福祉部長：愛知県の文書も「(幸)」という字が使われているものもある。

梅村委員：宣言において「(幸)」を使用している自治体はあるか。

健康福祉部長：滋賀県草津市が使用している。

堀委員：岩倉市の健康寿命の度合いはどれほどか。

健康課長：愛知県並みか、それより少し低いところである。

健康福祉部長：県単位の公表はあるが、市単位での公表は見受けられない。また岩倉市の介護認定は少ない。

鬼頭委員長：全員協議会の協議議題としたい。

(2) その他

特になし

8 協議事項

(1) 行政調査（視察）について

資料に基づき各委員から意見を出し合った。

- ・市町村介護予防強化推進事業については、奈良県生駒市への行政調査を依頼することとした。
- ・訪問型家庭教育支援事業として、大阪府泉大津市へ行政調査を依頼することとした。
- ・学校業務改善プラン及び健幸都市宣言として、滋賀県草津市へ行政調査を依頼することとした。
- ・手話言語条例の調査研究として、京都府向日市へ行政調査を依頼することとした。

(2) その他

次回日程は設定せず、行政調査依頼が不調な場合は協議会を開催することとした。

